

參考資料

(1) 府中市住生活基本計画策定委員会委員名簿

| 番号 | 区分 | 所属等 | 名前 | 備考 |
|----|--------------|---------------------------|--------|----------------------|
| 1 | 学識経験者 | 福山市立大学 副学長 | 岡辺 重雄 | 【会長】 |
| 2 | | 福山平成大学 教授 | 岡部 真智子 | 【会長代理】 |
| 3 | | 県立広島大学 講師 | 吉田 倫子 | |
| 4 | 関係事業者・団体の代表者 | 公益社団法人広島県宅地建物取引業協会本部理事 | 宮脇 功 | |
| 5 | | 広島県建築士会 常務理事 | 幸 隆伸 | |
| 6 | | 府中市社会福祉協議会 会長 | 山崎 武志 | |
| 7 | | 府中市社会福祉協議会 上下支所長主任介護支援専門員 | 伊達 伸子 | |
| 8 | | ケアビレッジだいきち 理学療法士介護支援専門員 | 木下 奈穂美 | |
| 9 | | 株式会社北川鉄工所 開発本部開発課 | 和田 公子 | |
| 10 | | もみじ銀行府中支店支店長 | 藤田 佳浩 | |
| 11 | 地域住民 | 府中市町内会連合会 副会長 | 桐島 一義 | |
| 12 | | 府中市民生委員児童委員 協議会会長 | 梶月 利夫 | R4. 3. 24~R4. 12. 16 |
| | | | 藤原 洋子 | R4. 12. 17~R5. 3. 31 |
| 13 | | ネウボラ利用者 | 中山 聖子 | |
| 14 | 行政機関 | 広島県土木建築局住宅課 課長 | 川島 満 | |
| 15 | | 府中市副市長 | 村上 明雄 | |

(2) 会議開催経緯

| 回数 | 開催時期 | 検討内容 |
|---|------------------|--|
| 第 1 回 | 令和 4 年 3 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況・課題の整理結果 ・ 論点の提示 ・ アンケート（案）の提示 |
| 市民アンケートの実施（令和 4 年 4 月 22 日～5 月 20 日） 市営住宅アンケートの実施（令和 4 年 4 月 22 日～5 月 20 日） 市外居住者アンケート（令和 4 年 7 月 25 日～8 月 6 日） | | |
| 第 2 回 | 令和 4 年 10 月 7 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の振り返り ・ 論点 1「子どもを産み育てやすい住まい」 ・ 論点 2「住宅セーフティネット機能」 |
| 第 3 回 | 令和 4 年 12 月 16 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の振り返り ・ アンケート結果の提示 ・ 論点 3「空き家の対策」 ・ 論点 4「脱炭素社会と災害に備えた住宅ストック」 ・ 論点 5「ゆとりと魅力ある住まいの環境」 ・ 論点 6「住宅市場・住生活産業の振興」 |
| 第 4 回 | 令和 5 年 1 月 20 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの振り返り ・ 計画（案）の確認 |
| パブリックコメントの実施（令和 5 年 2 月 20 日～令和 5 年 3 月 20 日） | | |

(3) 住生活基本計画策定委員会要綱

府中市告示 21号

府中市住生活基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年3月10日

府中市長 小野 申 人

府中市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 住生活基本法(平成18年法律第61号。以下「法」という。)第7条に規定する地方公共団体の責務として、法第15条の全国計画及び法第17条の都道府県計画に即して、市町村計画を策定するため、府中市住生活基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 住生活基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係事業者・団体の代表者
- (3) 地域住民
- (4) 行政職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から住生活基本計画策定が完了するまでとする。

(会長及び職務)

第5条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報償金)

第7条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は建設部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年3月10日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

府中市住生活基本計画

発 行 令和5年3月

発 行 者 広島県 府中市 建設部 都市デザイン課
〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地

電 話 番 号 0847-43-7156

F A X 番 号 0847-46-1535

